

令和3年第3回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年3月4日（木）午後1時30分から午後2時47分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 若尾 英夫、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 奥村 富雄、 栗本 京治
欠席を要請した 農業委員・農地 利用最適化推 進委員	奥村 久光、 伊藤 卓、 樋口 孝男、 中根 章子 熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 杉山尚示、 係長 加藤哲利、 再任用職員 富賀見昌昭
議案	第10号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第11号 農地法第5条第1項の規程による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画に対する意見について
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和3年第3回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、新型コロナ感染拡大防止のため、人数を制限して10名で行います。定足数に達していますので、ご報告します。</p> <p>これより、令和3年第3回可児市農業委員会総会を開会します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりになっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声多数】</p>
議長	それでは、4番小林司朗委員、8番玉木武義委員の両名を指名します。
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>なお、受付番号1番の案件は、日程第4、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号8番と関連案件ですので、併せて審議します。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>

事務局 日程第2、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件の合計3件です。

受付番号1番は、名古屋市の方と羽崎の方との間での贈与による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

羽崎地内において、譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

また、本案件と日程第4、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号8番は関連案件ですので併せて説明します。

羽崎の方と多治見市の方による新規の使用貸借権の設定です。

羽崎地内において、令和8年3月までの5年間利用集積を図るものです。

なお、3条の譲受人と利用権借人は母と子であり、経営は一体ということです。

譲受後の経営面積は、3,218平方メートルとなります。

受付番号2番は、可児市と広見の方との間での売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

久々利地内において、譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

譲受後の経営面積は、11,640平方メートルとなります。

受付番号3番は、平貝戸の方と御嵩町の方との間での売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

譲受人は御嵩町で耕作しており、湊之上地内の申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

譲受後の経営面積は、3,463平方メートルとなります。

これらの案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移転は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

奥村(武)委員 受付番号1番と議案第12号受付番号8番を併せて、羽崎お願いします。

9番委員の奥村が、結果報告をします。

受付番号1番ですが、現状は耕作が続けられていますので、何ら問題ないと思います。

議長 受付番号2番、久々利お願いします。

奥村(富)委員 11番委員の奥村が、受付番号2番の案件を報告します。

可児市所有の田圃を広見の方が購入され、規模を拡大されるということです。

今まで、譲受人は久々利地内に約2反の田圃を30年位前に買われてきれいに耕作されていますので、この田圃を購入されても何ら問題ないと思いますので、審議のほどお願い

議 長 します。
 栗 本 委 員 続きます。受付番号3番、測之上お願いします。
 12番委員の栗本が現地確認の結果を報告します。
 現地を見てきましたが、若干荒れていましたので、新たに買って耕作していただけるということならば、問題はないと思いますが、皆さんの審議をお願いします。
 議 長 只今、地元委員から発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。
 議 長 【意見なしの声多数】
 その他何かありませんか。
 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
 日程第2、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、当委員会として許可することに、また、日程第4、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号8番については、当委員会として承認し、市長に報告することにご異議ございませんか。
 議 長 【異議なしの声多数】
 異議ないものと認め、日程第2、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、当委員会として許可することに、また、日程第4、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号8番については、当委員会として承認することに決しました。
 議 長 続きます。日程第3、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
 それでは、事務局に説明を求めます。
 事 務 局 日程第3、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転に伴う農地転用許可申請の内容について説明します。
 今回の申請の内訳は、売買による所有権移転が8件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件、売買による所有権移転と賃借権の設定が1件の合計11件です。
 受付番号1番は、今渡の方と今渡の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。
 譲受人は、今渡地内で一般個人住宅の離れの敷地にするとのことでした。
 立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。
 周辺農地等への被害防除策としましては、申請地に隣接した農地はありません。一体利用地の南側に畑がありますが、特に現状と変わらないため影響はないと思われます。
 なお、始末書が提出されていまして、これは昭和46年12月頃より、農地法に係る許可を得ないまま造成して住宅用敷地として利用していたことに対するものです。
 受付番号2番は、美濃加茂市の方と多治見市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。

譲受人は、今渡地内で10基の看板を設置するとのことです。

立地基準判定等ですが、太多線の西側は3種農地、東側は2種農地と判断されます。東側の申請地は第1種住居地域内であり、一方2種農地と判断される西側の農地については、代替地検討済みとなっています。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、申請地との境界にコンクリートブロック及び既設石積みにより土砂等の流出を防ぐとしています。

なお、太多線の近接工事となりますので、東海旅客鉄道株式会社と協議をすることをアドバイスしました。屋外広告物に関しては、都市計画課と協議中です。

受付番号3番は、今渡の方と岐阜市の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、今渡地内で隣接する共同住宅の庭を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、隣接農地はありませんが、北側の水路との境界に擁壁を設けることで土砂等の流出を防ぐとしています。

受付番号4番は、今渡の方と御嵩町の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、今渡地内で3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、西側に隣接して現況が雑種地となっている農地がありますが、コンクリートブロック壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

申請地北側道路は建築基準法第42条2項道路に該当するため、道路中心線から水平距離2メートル部分は道路とみなされ、建築物や塀門、コンクリートブロック等は建築、築造できません。なお、登記面積は360平方メートルとなっていますが、実測面積が550.04平方メートルであるため、北側のセットバック分を差し引いても1区画あたり180平方メートルは確保が可能となりますので問題ないと思われま。

なお、始末書が提出されていまして、これは昭和37年頃より、農地法の許可を得ずに物置小屋を建築していたことに対するものです。

受付番号5番は、中津川市の方と川合の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、川合地内で特別養護老人ホームの駐車場を整備するとのことです。

現在の駐車台数は、借用地を含め55台分確保していますが、これは職員のみで一杯であり、出入り業者や来客者分を見込むと63台分は必要とのことです。なお、現在借用している駐車場は返却せざるを得ないということで、返却により不足する15台分も今回の申請により確保できるとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、隣接農地はありませんが、東側の水路側にコンクリートブロック壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

受付番号6番は、下恵土の方と羽崎の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して貸進入路を整備するとのことです。

これは、現在の建物の進入路が狭いため、進入路拡張のため申請地を購入し、親族が貸し進入路として利用するという事です。

なお、借り人の親族との契約書については、現在未提出ですので、提出を求めています。

また、一体利用地の通行に関する同意書も準備中です。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

受付番号7番は、土田の方と土田の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、土田地内で父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅兼医療情報研究所を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

隣接する農地はありません。

なお、2月18日に事務局が現地確認した際は畑地の状態でしたが、3月3日に農業委員の小林司朗さんから現地確認したら、許可前着工されているとの情報をいただきました。そこで事務局も現地確認をしましたところ、耕土の上に土砂が置かれており許可前着工が確認されましたので、作業中の作業員に対し作業の中断を指導しました。

また、当申請の受任者である行政書士を農業委員会事務局に呼び出し、強く指導し許可前着工をしたことに対する始末書を提出させました。

受付番号8番は、取り下げとなっています。

受付番号9番は、坂戸の方外6名の方と春日井市の法人による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

賃借人は、坂戸地内でエクステリア業事務所を建築するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断されるため可児市内で代替地検討した結果、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとのことです。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策としましては、L型擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

また、都市計画法、まちづくり条例の対象案件で、令和3年2月9日に申請済みとなっています。

なお、他法令ですが河川法第55条第1項の規定による保全区域内行為に対する河川管理者の許可については、現在手続き中とのことです。

受付番号10番は、下切の方と土岐市の方外1名の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は下切地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策としましては、隣接農地はありませんがコンクリートブロックを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしています。

令和2年12月16日付けで転用許可が出ていますが、この許可の取消し申請をされ譲受人を2名としてあらためて申請されたものです。

受付番号11番は、瀬田の方と瀬田の法人による売買による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

譲請人兼賃借人は、隣接地を一体利用して自動車販売店、整備工場等を建築することです。

立地基準判定等では、2種農地と判断されるため可児市内で代替地検討した結果、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないとのことでした。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防止し、油水分離槽を設けて油水の流出を防ぐとともに、照明の設置位置や方向を検討することで、農地への光害の防止を講ずることです。

なお、開発関係の対象案件となっており、令和2年5月27日付けで協議の受付がされています。また令和3年2月9日付けで農振除外となっています。

受付番号12番は、中恵土の方と柿田の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は柿田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、離れ、車庫を建築することです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリート構造物で、土砂等の流出を防ぐとしています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長
菱 川 委 員

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番から4番は、今渡ですので私1番委員の菱川が説明します。

受付番号1番の場所は、今渡の住吉の交差点から60メートルばかり北へいったところですが、これは昭和46年に家を建てたときに、農地が少し残っていたということで、申請が出たものです。現状は家も建っていて、庭木が植えられています。そのため始末書が出ていますので、問題はないと思います。

受付番号2番は、旧国道21号線沿いで、可茂中央市場の直ぐ西側の太多線の踏切のあたりです。太多線を挟んで東西にある2つの農地に看板を建てるとということで、申請が出ています。今まで耕作されていまして、何ら問題がないのですが、踏切の直ぐ側ということで看板屋に見通しの悪い建て方はしないように事業者に対し注意をしてください。

受付番号3番は、今の受付番号2番の直ぐ南へ約50メートルのところですが、アパートがありまして、6平方メートルばかりの農地を庭にするということで、これも何ら問

題はないと思います。

受付番号4番は、日本ライン今渡駅から約370メートル南に行ったところ、ひのき坂の交差点から190メートルばかり北に行ったところ。先程事務局から登記簿上の面積は、360平方メートルで、実測は550.4平方メートルということで、ここに分譲住宅を3区画造るということで申請が出ています。一部に農機具倉庫が建ってしまっていて、始末書も出ています。何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をお願いします。

議長 受付番号5番、川合をお願いします。

大澤委員 2番委員の大澤から、現地確認の報告をします。

場所は県道可児金山線を広見から川合に向かって愛知用水を越えたところにある特別養護老人ホームが従業員の駐車場を探してみえました。そうした中で、今回の物件の譲渡人は相続で取得された方で、中津川市に住んでみえます。譲渡人は相続をされてから作付けがされていない土地でした。今回その土地が駐車場として活用されることです。この申請地の南側は分譲され家も建ってしまっていて、申請地はその北となり日陰になる、それから遠方から来なくてはならない、作付けもされていないということで、駐車場として土地利用されるならばいいのではないかと判断してきました。

議長 受付番号6番、下恵土をお願いします。

中村委員 3番委員中村が、現地確認の報告をします。

受付番号6番ですが、禅台寺にあります保育園の南側、自治会公民館の直ぐ北になります。個人の家の進入路の部分を転用したいということです。ここを転用されましても、近隣農地に対する影響はないと思われますので問題はないかと思っています。

議長 受付番号7番、土田をお願いします。

小林委員 4番委員小林が、説明します。

先ほど事務局から説明がありましたが、昨日現地を通りましたら工事をしていましたので、事務局に確認のために現地に来るよう連絡し、事務局から話があったとおりました。申請につきましては、問題はないと考えます。

議長 受付番号9番、坂戸をお願いします。

若尾委員 6番委員若尾が、現地確認の説明をします。

受付番号9番は、所有者が6人で4つの畑がありまして、場所としては昨年秋にさんざん意見をしたところの近隣で、運送会社から東へ入ったところ。ここは大型車両が通れる広くなった道路に接続し、問題はないと思われます。この4つの畑は耕地整理以降、ずっと畑ということで農業用水路は入っておりません。畑として耕作されてきたところ。ここ辺りには、上水道も下水道もありませんので、事務所を建築されるということで、資料には浄化槽で汚水を処理されるとあります。上水道はどこからか引かれると思います。この土地に関しては問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 受付番号10番、下切をお願いします。

玉木委員 8番委員玉木が説明します。

受付番号10番は、昨年10月頃に申請して許可されたところ。今回、共有者2名で改めて申請をされたものです。雨水は市道24号線の側溝に流す、汚水は公共下水道

へとなっていますので、何ら問題ないかと思います。

議長 受付番号 11 番と 12 番、瀬田と柿田お願いします。

栗本委員 12 番委員栗本が、現地確認の結果を報告します。

受付番号 11 番は、隣地の許可も取られており、大型スーパーの駐車場の南側の排水路の路面にコンクリートが張ってあるのですが、今回の申請箇所はコンクリートが張ってないので、同じようにコンクリートを張ってもらえないか。もともと排水路は、その地主が排水路の法面も管理していたのですが、今後は法面を管理してもらえないと思いますので、何とか排水路の法面は少なくともコンクリートを張ってもらえたらと思います。隣地の同意や油の分離槽も造られるということですので、よろしいかと思います。

受付番号 12 番は、可児御嵩インターの直ぐ南側にある市道 149 号線に面した農地です。この方も工業団地事業の関係で、ここへ移られる方です。止むを得ないと思いますが、できる限り水路には蓋をしてもらいたくないと伝えてもらえたらと思います。

議長 只今地元委員からの発言がありました件につきまして、何かご意見ご質問、事務局補足的なことはありますか。

栗本委員 今の栗本委員のお話は要望なのですか。

要望というか、地元の方はそういうことを言っています。法面にコンクリートを張らずに造ってしまうと、排水路の法面に草が生えてしまい、排水路に草が倒れても除草がやってもらえないと思うので、やっぱり排水路の法面部分まではやってもらいたい。今までは耕作していた人が法面の除草をして管理していたが、今度買った人は、境界は杭から杭までだから法面は関係ないといって放置されてしまうと法面に草が生えて、誰が刈るという問題があるので、法面ぐらいは少なくともコンクリートで覆ってもらいたい。間に農道みたいのが入っているけれども、そこもやってもらえればということないけれども、少なくとも水路の法面までは管理をやってもらいたいなということです。このままでは、後になって地元の人から苦情がでてくるので、先に言っておきます。

県道の南が申請地ですが、この県道と申請地の間に水路が入っているんです。ここをできたら、やってもらいたい。後から水路の法面が刈っていないということで、苦情が出てくると思います。

もともと排水路は、田圃を作っていた人が管理しておられたと思います。だからその管理をしてもらいたいということです。草刈を毎年するよりコンクリートを張った方が楽ですよということを言っているんです。

中村・大澤委員 栗本さん、今の話は、両方ともですか。

中村委員 受付番号 11 番と 12 番とも法面のところをやってもらいたいということですか。

栗本委員 受付番号 12 番の方は、用水路の上に全面に蓋を被せてもらおうと、水が来ないことが起きたときに清掃ができなくなるので、少しにしてもらいたいということです。

大澤委員 僕が尋ねているは、受付番号 11 番の北側と南側の両方の水路の話をされたのか。

栗本委員 排水路がある南側の話です。

大澤委員 北側はいいのですか。

栗本委員 両方やってもらえればありがたいのですが、北側は用水路ですので、上流がどうなっているか知りませんが、スーパーからひと続きですので同じようになるのではないです

か。

そうすると全部蓋をしてしまうということになるので、なるべく北側は蓋を外して掃除ができるようにしてもらわないと、後に用水路の清掃時に負担が大きくなるので、乗り入れ部分はなるべく少なくしてもらいたい。全部蓋で覆ってしまうとなると市が用水路の清掃をやってくれるならばいいのですが。北側は用水路ですので、用水路が詰まって水が来なくなると、火がついたようなさわぎになるので、その辺だけ承知してもらいたいと思います。後は賃借人が管理すると言われるならば、私からは何も言うことはありません。

中村委員 今の意見の中で、これ自体は土地改良の管理組合があるはずなんで、農業用水を越えるためには、そこに占用の許可を出すために、事業者に対していろいろな条件を管理組合から出せるはずなので、その管理組合への許可申請が出た時点で、その条件を出すということで、この農業委員会の席で条件を付けるという話ではできないと思います。

栗本委員 要望です。条件でなく。最初から言っておいた方がいいですよという要望です。この前の農振協議会のときも言ったのですが、水利組合がもうOKを出して印を押してしまうと、何やってもOKになってしまうので。

中村委員 水利組合のやり取りの時点で、排水路の法面をコンクリートで覆いなさい、それが条件ですよ水利組合又は土地改良管理組合の方から事業者に対して条件を付けることが筋ではないかと思います。他の地域はそのようにやっているの、土地改良区と話したり、土地改良管理組合と話したりして、そういう形で整理をされたらどうですか。

大澤委員 それは、要望でなくて条件を付ければいいのであって、地元の人に言えないなんていうことは情けない話で、言えばいいんです。

もう一つは、5,600平方メートルもあるので、絶対に自治会の意向も聞いてこいという欄があるはずなんです。自治会長に話しに行くはずですから、栗本さんとしては、自治会長にこれだけの条件を付けないとだめだと遠慮せずに言われたらどうですか。これは、貸す方の人に何も迷惑がかかるものではないので、借りる人がやるものなので、借りる人がお金を使うだけです。貸す人は地元で嫌なことを後で言われたくないので、ちゃんとこれだけの条件をのんでやってくれよと言われてればいいと思いますよ。そう遠慮されなくても。

議長 その他何かご意見ありませんか。

【意見なし】

議長 ご意見もないようですので、お諮りをします。

日程第3、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第3、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

なお、受付番号8番については、審議済みです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを説明します。

今回の利用権の設定は、先ほど農地法第3条の受付番号1番の審議時に併せて審議しました受付番号8番を含め、農地中間管理権を取得しての使用貸借権が6件、解除条件付使用貸借権が1件、使用貸借権が2件の合計9件です。

受付番号1番から6番は、同じ方が借人となりますので、併せて説明します。

西帷子の方外5名の方と岐阜市の法人との間での新規の農地中間管理権を取得した使用貸借の設定です。

西帷子と大森地内の該当農地について令和13年4月30日までの10年間、利用集積を図るものです。

受付番号7番は、川合の方と土田の法人での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。川合地内の該当農地について令和6年3月までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号8番は、先ほど説明しましたように3条の受付番号1番と併せて審議済みとなっています。

受付番号9番は、羽崎の方と二野の方での新規の使用貸借権の設定です。

羽崎地内の該当農地について、令和8年3月までの4年間利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 私から事務局にお尋ねします。受付番号7番の案件です。この案件は土田の法人に川合の農地が貸し出されるということですが、この法人は借りた1年目はサトイモを作られるのですが、この法人が借りている他の農地を見ますと、2年目以降は畑の管理が非常におろそかになっている農地が見受けられるのですが、農用地利用集積をするにあたり、決まり事がないのですか。農地は3年間借りたら荒らしてはいけないというような、貸し借りのときに決まり事はないのですか。

事務局 農業委員会事務局に対して、直接はありません。貸し借りにあたって双方にどのような約束事をされ、どう返すかまでは把握していません。

議長 返すときのことを聞いているのではなく、3年間の間荒れた状態にしておいていいのか、荒らさない状態を保つことが約束事になっていないかということですが。

1年目はきれいに作るかもしれませんが、サトイモは連作ができないので2年目以降は作らない。そうするとその畑は、草で一杯な状態になっている。貸し借りの条件のときに、借り手に農地としてしっかり管理するようにしなさいという決まりがあるのかということですが。

事務局 調べて、次回にお答えさせていただきます。

基本的に考えれば、農地として管理できないものを農地として使うために、こういう利用権設定をするということは考えられないので、農地として適切に管理することはあ

たりまえと思いますが、管理することが当然なので荒れていれば事務局が指導することは当然ですが、今会長からご質問がありました農業経営基盤強化促進法の中にそういう条文がどのように書き込まれているか確認させてください。次回お答えさせていただきます。

大澤委員　　こことは場所が違いますが、川合に同じように貸されて2年目にも作られたのですが、サトイモは連作に不向きなので結果的に放置された形になりました。その人を地元として呼びまして、なぜ作らないのに借りるのかと聞いたら、これは補助金がもらえるからということでした。補助金目的だけで借りていたので、今度は地主の方に苦情を言ったら地主が怒り、借りた人がさっそく草を刈って地主に直ぐ返された。今は地主が草を刈って守りをされている。なかなかサトイモで連作というのは難しいので、本当に3年間作られるのか、サトイモというだけで、実際は別の作物を作られればそれだけですよ。別にいいですよ。白菜を作ろうが、ネギを作ろうが、サトイモだけを作ろうとすると難しいだけで、そういった事例がありましたので、せっかく貸し借りをされるのなら双方が気持ちよくなると思います。

議長　　その他、ご意見ないですか。

【意見なしの声多数】

議長　　ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第4、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長　　異議ないものと認め、日程第4、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、これを承認し、市に報告することに決しました。

議長　　続きまして、日程第5、議案第13号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　　日程第5、議案第13号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第12号において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画に対して決定され、権利設定された農地のうち受付番号1番から6番までが対象となる農地です。

受付番号1番から6番の8筆について犬山市の個人と大森に事務所がある農地所有適法人に対し、いずれも新規で使用貸借権を設定し利用配分する計画案となっています。

土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

すべての該当農地について、令和3年5月1日から令和13年4月30日までの10年間

利用集積を図るものです。

議長

只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数】

議長

日程第5、議案第13号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見についての意見は無しとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議ないものと認め、日程第5、議案第13号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見については、意見は無しとし、市長宛てに報告します。

議長

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長

続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の2月指導分はありませんでした。

農地の形状変更の2月受理分については、資料のとおりとなっています。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてですが、2月中に届出のあった受理分について報告します。

今回は、10件の相続に伴う届出があり、田は25筆、面積14,110.08平方メートル、畑は33筆、面積9,896.80平方メートルで、田と畑の合計は58筆で、面積は24,006.88平方メートルでした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、3月30日の火曜日を予定しています。

また、令和3年第4回農業委員会総会は、4月5日月曜日の午後1時30分から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

議長

これをもちまして、令和3年第3回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。